

地域子ども会運営助成金交付要綱

(通則)

第 1条 地域子ども会運営助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第 2条 この要綱は、子ども会の適切な活動を促進するための助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(交付要件)

第 3条 助成金の交付を受けることができる子ども会は、その運営が別に定める「地域子ども会運営基準」（以下「運営基準」という。）に準拠している子ども会とする。

(交付の基準)

第 4条 助成金の額は、子ども会会員数により次の各号に定めるところによる。

- (1) 会員数が 200人以上の場合は、71,900円とする。
- (2) 会員数が 100人以上 199人までの場合は、48,900円とする。
- (3) 会員数が35人以上99人までの場合は、25,900円とする。
- (4) 会員数が10人以上34人までの場合は、19,600円とする。
- (5) 会員数が5人以上9人までの場合は、16,000円とする。ただし、名古屋市子ども会連合会に属する区子ども会育成者組織に加盟している場合に限る。

2 助成金の交付は、年度を単位として行う。

3 助成金は、申請に対し年 1回払いとする。

4 7月 1日から翌年の 3月末日までの間に申請した子ども会に対する助成金の額は、第 1項の規定にかかわらず別表のとおりとする。

(助成金の使途)

第 5条 助成金は、運営基準で定める活動（以下「交付対象事業」という。）を行うための経費にあてなければならない。

2 交付対象事業に対する助成金（この要綱による助成金を除く。）その他の収入がある場合は、前項の経費の額からこれを控除するものとする。

（手続）

第 6条 助成金の交付を受けようとする子ども会は、子ども会運営助成金交付申請書（第 1号様式）に、次に定める書類を添えて、原則として事業の開始前に市長に提出しなければならない。

（1）子ども会会則（前年度に引き続き助成金の交付を受けようとする子ども会で子ども会会則の改正がない場合を除く。）

（2）会員名簿（第 2号様式）

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付を決定したときは子ども会運営助成金交付決定通知書（第 3号様式）により、交付を不相当と決定したときは子ども会運営助成金交付不承認決定通知書（第 4号様式）により、それぞれ当該申請者に通知する。

3 助成金の交付決定を受けた子ども会は、助成金請求書を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を概算払により交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 7条 規則第 8条第 1項の規定に基づく申請の取下げは、前条第 3項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

（事業実績報告書）

第 8条 助成金の交付を受けた子ども会は、年度終了後 4月末日までに子ども会事業および決算報告書（第 5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した額が、既に交付した助成金の額に満たない場合は、子ども会運営助成金交付額確定通知書（第6号様式）により通知し、期限を定めてその差額を返還させるものとする。

(義務)

第10条 助成金の交付を受けた子ども会は、次に掲げる帳簿および証拠書類を整備しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) その他の必要な帳簿

2 助成金の交付を受けた子ども会は、次の各号に該当する場合は、市長に報告しなければならない。

- (1) 会則を改正したとき。
- (2) 会員数が著しく減じたとき。
- (3) 子ども会育成会会長が変更したとき。
- (4) 子ども会を解散したとき。

(決定の取消し)

第11条 市長は、規則第9条第1項、第2項又は第18条第1項の規定に基づき助成金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、子ども会運営助成金交付（取消し・一部取消し）決定通知書（第7号様式）を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は助成金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 第6条及び第8条の規定により、子ども会が行う手続きについては、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年12月28日条

例第58号) 第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法で手続きをすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

別 表

申請の日の 属する月 子ども会 会員数	7月～9月	10月～12月	1月～3月
200人以上	54,000円	36,000円	18,000円
100人～ 199人	36,900円	24,600円	12,300円
35人～99人	19,500円	13,000円	6,500円
10人～34人	14,800円	9,900円	5,000円
5人～ 9人	12,000円	8,000円	4,000円

附 則

この要綱は、昭和48年 4月 1日から施行する。

この要綱施行の際、現に結成されている子ども会に対する「地域子ども会運営基準」の適用および助成金の交付手続きについては、別に定める。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により地域子ども会から提出された書類は、残量のある限り、必要な修正をして使用することができる。